

# 船橋市高病原性鳥インフルエンザ対策本部設置要綱

## (設置)

第1条 本市で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫・その他の対策に関して、関係部局が連携し、各種対策を円滑に推進するため、船橋市高病原性鳥インフルエンザ対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ防疫対策に関すること。
- (2) 市民の健康に関すること。
- (3) 鶏卵・鶏肉等の安全・衛生対策に関すること。
- (4) 情報の収集、分析に関すること。
- (5) 市民への正確な情報提供に関すること。
- (6) その他、高病原性鳥インフルエンザ対策に必要な調整に関すること。

## (組織等)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、経済部の事務を担当する副市長を充て、本部を総括する。
- 3 副本部長は、他の副市長を充てる。
- 4 本部員は、別紙に掲げる者を充てる。

## (会議)

第4条 本部は、本部長が召集し、議長は、本部長をもって充てる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときには、第3条以外の者を本部に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

## (事務局)

第5条 高病原性鳥インフルエンザ対策本部の事務局は、経済部農水産課に置く。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。